

社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第40号

社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の一部を改正する規則

社会福祉士及び介護福祉士法施行細則（平成24年静岡県規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(登録^{かくたん}喀痰吸引等事業者等登録申請書)</p> <p>第2条 法第48条の3第2項（法附則第20条第2項において準用する場合を含む。）の申請書は、様式第1号によるものとする。</p> <p>(登録^{かくたん}喀痰吸引等事業者等変更登録届出書)</p> <p>第3条 法第48条の6第1項（法附則第20条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第2号による登録^{かくたん}喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書により行うものとする。</p> <p>(登録^{かくたん}喀痰吸引等事業者等登録辞退届出書)</p> <p>第4条 法第48条の6第2項（法附則第20条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第3号による登録^{かくたん}喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録辞退届出書により行うものとする。</p> <p>(登録研修機関登録申請書)</p> <p>第9条 法附則第6条の申請は、様式第8号（その1）による登録研修機関登録申請書又は様式第8号（その2）による^{かくたん}喀痰吸引等研修の課程追加登録申請書により行うものとする。</p> <p>(登録研修機関登録更新申請書)</p> <p>第10条 法附則第9条第1項の更新の申請は、様式第9号による登録研修機関登録更新申請書により行うものとする。</p> <p>(登録研修機関変更登録届出書)</p> <p>第11条 法附則第11条の規定による届出は、様式第10号による登録研修機関変更登録届出書</p>	<p>(登録^{かくたん}喀痰吸引等事業者等登録申請書)</p> <p>第2条 法第48条の3第2項（法附則第27条第2項において準用する場合を含む。）の申請書は、様式第1号によるものとする。</p> <p>(登録^{かくたん}喀痰吸引等事業者等変更登録届出書)</p> <p>第3条 法第48条の6第1項（法附則第27条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第2号による登録^{かくたん}喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書により行うものとする。</p> <p>(登録^{かくたん}喀痰吸引等事業者等登録辞退届出書)</p> <p>第4条 法第48条の6第2項（法附則第27条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第3号による登録^{かくたん}喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録辞退届出書により行うものとする。</p> <p>(登録研修機関登録申請書)</p> <p>第9条 法附則第13条の申請は、様式第8号（その1）による登録研修機関登録申請書又は様式第8号（その2）による^{かくたん}喀痰吸引等研修の課程追加登録申請書により行うものとする。</p> <p>(登録研修機関登録更新申請書)</p> <p>第10条 法附則第16条第1項の更新の申請は、様式第9号による登録研修機関登録更新申請書により行うものとする。</p> <p>(登録研修機関変更登録届出書)</p> <p>第11条 法附則第18条の規定による届出は、様式第10号による登録研修機関変更登録届出書</p>

により行うものとする。

(登録研修機関業務規程変更届出書)

第12条 法附則第12条第1項後段の規定による届出は、様式第11号による登録研修機関業務規程変更届出書により行うものとする。

(登録研修機関休止等届出書)

第13条 法附則第13条の規定による届出は、様式第12号による登録研修機関休止（廃止）届出書により行うものとする。

により行うものとする。

(登録研修機関業務規程変更届出書)

第12条 法附則第19条第1項後段の規定による届出は、様式第11号による登録研修機関業務規程変更届出書により行うものとする。

(登録研修機関休止等届出書)

第13条 法附則第20条の規定による届出は、様式第12号による登録研修機関休止（廃止）届出書により行うものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号（その1）中「附則第20条第2項」を「附則第27条第2項」に改める。

様式第1号（その2）中「附則第20条第2項」を「附則第27条第2項」に、「同法第20条第2項」を「同法附則第27条第2項」に改める。

様式第2号及び様式第3号中「附則第20条第2項」を「附則第27条第2項」に改める。

様式第4号（その1）から様式第4号（その3）までの規定中

「

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名		性 別	男 ・ 女

」

を

「

フリガナ	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

」

に、「附則第4条第3項各号」を「附則第11条第3項各号」に改める。

様式第5号から様式第7号までの規定中

「

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名		性 別	男 ・ 女

」

を

「

フリガナ	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

」

に改める。

様式第8号（その1）中「附則第6条」を「附則第13条」に、「附則第7条各号」を「附則第14条各号」に、「附則第8条第1項各号」を「附則第15条第1項各号」に改める。

様式第8号（その2）中「附則第6条」を「附則第13条」に、「附則第8条第1項各号」を「附則第15条第1項各号」に改める。

様式第9号中「附則第9条第2項」を「附則第16条第2項」に、「附則第6条」を「附則第13条」に、「附則第7条各号」を「附則第14条各号」に、「附則第8条第1項各号」を「附則第15条第1項各号」に改める。

様式第10号中「附則第11条」を「附則第18条」に改める。

様式第11号中「附則第12条第1項後段」を「附則第19条第1項後段」に改める。

様式第12号中「附則第13条」を「附則第20条」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定及び様式により提出されている申請書は、改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。